平成２１年（フ）第８９２号
鹿児島県鹿児島市本名町508番地７
債務者　竹下　俊和
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０５号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目55番３号
債務者　松下イチ子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０７号
鹿児島県西之表市安城829番地
債務者　榎元　政次
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１号
北海道浦河郡浦河町昌平町東通32号
債務者　木村　新一
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目22番３―107号
債務者　吉田　貴紀
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
北海道新冠郡新冠町字共栄278番地の３
債務者　高玉　賢一
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
北海道浦河郡浦河町字絵笛278番地の１
債務者　河原　章夫
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
北海道日高郡新ひだか町東静内28番地の11
公営住宅６―22
債務者　北　　知明
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２号
北海道浦河郡浦河町堺町西５丁目13番２―301号
債務者　大坂喜美男
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３号
北海道様似郡様似町大通１丁目65番地
債務者　長田　優子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１９３２号
宮城県名取市下増田字六角266番地　５街区１画地パークプレッソ雅Ｉ204号
債務者　佐々木暢彦
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
仙台市青葉区二日町11番15―203号
債務者　西海枝　忍
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
茨城県日立市末広町３丁目３番22―203号
債務者　荒木　宏美
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１９６号
茨城県日立市金沢町１丁目11番８号、前住所茨城県日立市大久保町４丁目２番25―103号
債務者　高橋　一徳
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２１１号
茨城県日立市鹿島町２丁目19番10―107号
債務者　小室　憲宏
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２１５号
茨城県日立市石名坂町１丁目18番１号
債務者　篠木真理子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２１８号
茨城県北茨城市大津町北町1481番地63荒木ハイツ101号
債務者　大嶋小太郎
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２１９号
茨城県北茨城市大津町北町1481番地63荒木ハイツ101号
債務者　大嶋　美加
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部